

南海医療センター附属介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する南海医療センター附属介護老人保健施設（以下「当施設」という。）において実施する介護予防短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 介護予防短期入所療養介護は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、介護予防支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。

7 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

(1) 施設名 南海医療センター附属介護老人保健施設

- (2) 開設年月日 平成 12 年 5 月 1 日
- (3) 所在地 大分県佐伯市常盤西町 12 番 6 号
- (4) 電話番号 0972-20-5090 FAX 番号 0972-20-5091
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保険施設 4450580016 号

(従業者の職種、員数)

第 5 条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりである。

- (1) 管理者(医師) 1 人
- (2) 医師 1 人
- (3) 薬剤師 1 人
- (4) 看護職員 9 人以上(非常勤含む)
- (5) 介護職員 25 人以上
- (6) 支援相談員 1 人以上
- (7) 理学療法士 4 人以上 (通所・入所兼務)
- (8) 作業療法士 1 人以上 (通所・入所兼務)
- (9) 管理栄養士 1 人以上
- (10) 介護支援専門員 (兼務 3 人以上)
(看護師 1 名、介護福祉士 2 名以上)
- (11) 事務員 2 人以上
- (12) その他 4 人以上

(従業者の職務内容)

第 6 条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる施設職員の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか利用者の居宅サービス計画及びリハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の居宅サービス計画及びリハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導及び苦情の相談を行う。
- (7) 理学療法士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施と評価を行う。
- (8) 管理栄養士は、献立の管理、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理及び栄養指導、

栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(利用者の食事提供)

給食業務は外部委託とし利用者の栄養状態身体状態に適した食事の提供を行う。

(9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(10) 事務員は、庶務、予算・決算、介護報酬の請求、利用料の徴収及び建物・設備・備品の管理に係る業務を行う。

(利用定員)

第7条 介護予防短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(介護予防短期入所療養介護の内容)

第8条 介護予防短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

2 介護老人保健施設短期入所療養介護費（I）の人員体制とする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、入所者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費・教養娯楽費、その他の費用等利用料を別に定める料金表により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

佐伯市

(身体拘束等)

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため等、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第12条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 13 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・施設利用中の食事は特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。
- ・食費は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 8 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくものとする。
- ・面会は、午前 8 時から午後 8 時までとする。
- ・消灯時刻は、午後 9 時とする。
- ・飲酒は禁止する。
- ・喫煙、火器の使用は禁止する。
- ・設備・備品の利用は丁寧に取り扱うこと。
- ・金銭の持ち込みは原則禁止する。
- ・貴重品の持ち込みは禁止する。
- ・宗教活動は禁止する。
- ・ペットの持ち込みは禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ・施設内の清潔・整頓並びに身体及び衣類の清潔に努めること。
- ・職員の指示に従うこと。
- ・その他管理者が必要と認める事項

(非常災害対策)

第 14 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者及び火元責任者には、施設職員を充てる。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (5) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防短期入所療養介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（職員の服務規律）

第 16 条 職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- （1）入所者や通所者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- （2）常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならないこと。
- （3）お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第 17 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（職員の勤務条件）

第 18 条 職員の就業に関する事項は、別に定める就業規則による。

（職員の健康管理）

第 19 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第 20 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- （1）当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する

- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。
- 5 水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

(守秘義務)

第21条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うものとする。

(苦情処理)

第22条 当施設は、その利用した短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口、意見箱を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知徹底を図るものとする。

(虐待防止のための措置)

第23条 当施設は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

(その他運営に関する重要事項)

第24条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力医療機関、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 介護予防短期入所療養介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する事項については、別に定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成15年5月1日より施行する。

改正	平成16年	11月1日
改正	平成17年	4月1日
改正	平成17年	10月1日
改正	平成17年	10月3日
改正	平成17年	12月1日
改正	平成18年	4月1日
改正	平成20年	5月7日
改正	平成25年	4月1日
改正	平成26年	4月1日
改正	平成27年	4月1日
改正	平成29年	9月1日
改正	平成30年	4月1日
改正	平成30年	11月1日
改正	平成30年	4月1日
改正	令和 2年	4月1日
改正	令和 2年	5月1日
改正	令和 6年	4月1日
改正	令和 7年	4月1日

